

夏休み期間中の学童保育所(児童クラブ)への入所申込みを受け付けます

学童保育所の目的

学童保育所は、保護者が働いていたり、病気であったりなどのため、家庭でじゅうぶん保育することができない小学校1年生から3年生までの児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的としています。

ただし、同居の親族等が児童を保育できる場合を除きます。

夏休み期間中の学童保育所利用者例

私は、家庭外で午前中から仕事をしています。ふだんは、子どもが帰宅する前に在宅をしているのですが、給食がない期間や夏休み中は、児童の保育ができません。



保育料

児童1人につき7,000円
 (月額)
 おやつ代として別途3,000円がかかります。

入所申請の手続き

入所を希望するかたは、学童

入所申込書に係る書類を添えて福祉課児童福祉担当まで申し込みください。

「学童保育所入所申込書」
 保育に欠ける状況が確認できる書類(勤務証明書、診断書等)
 学童保育所から自宅までの略図

受付期間

6月15日(金)～29日(金)(土・日・祝日を除く)

学童入所申請書、勤務証明書等の用紙は福祉課及び各学童保育所にあります。
 定員を超える申込みがあった場合、学童保育所への入所決定の適正化を図るため、申込み順ではなく、「家庭でのくらし保育に欠けているか。」を就労状況や家庭の状況等により点数化し、その順位によって入所を決めています。定員の状況によって入所できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

申込み・問合せ

福祉課児童福祉担当
 内線162

国民年金

Q & A

国民年金に関する疑問にお答えします。



老齢基礎年金を受けるのに必要な加入期間を満たしていませんが、60歳を過ぎても国民年金に加入できますか？



A 60歳になれば、国民年金に加入する資格を失いますが、老齢基礎年金を受けられる加入期間を満たしていないかたや、保険料未納期間などがあるために年金額が少ないかたなどは、60歳から65歳まで、国民年金に任意加入することが出来ます。ただし、すでに老齢基礎年金を受給しているかたや、厚生年金・共済年金に加入しているかたは任意加入できません。

また、65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、昭和40年4月1日以前に生まれたかたで、日本国内に住んでいるかた、または海外に住んでいる日本人は、受給資格を満たすまで(最長70歳まで) 特例的に任意加入



任意加入を希望される場合は、社会保険事務所または役場保険年金課にご相談ください。



A 国民年金の定額保険料(14,100円)に、400円上乗せして納める保険料のことです。付加保険料を納めた場合、付加保険料を納めた月数×200円が老齢基礎年金の年額にプラスされます。希望される場合は、社会保険事務所または役場保険年金課で手続きをしてください。

なお、付加保険料を納めることができるのは、国民年金第1号被保険者に限られます。また、国民年金基金に加入しているかたは、付加保険料を納めることはできません。



年金手帳をなくしてしまいました。どうすればいいですか？



A 年金手帳は、あなたの年金加入記録を証明するたいせつなものです。就職や退職、または国民年金保険料の免除申請や年金の裁定請求をするときに必ず提出し、手帳に記載された基礎年金番号によってあなたの加入記録を正確に管理するため、年金手帳はたいせつに保管しなければなりません。

紛失、破損等した場合は、次の窓口で再発行の手続きをしてください。

第1号被保険者 役場保険年金課

第2号被保険者 勤務先

第3号被保険者 配偶者の勤務先

即日再交付を希望する場合は、春日部社会保険事務所で行ってください。

問合せ

春日部社会保険事務所
 ☎048(737)7111
 保険年金課国民年金係 内線143・144